

令和4年3月 川棚町議会定例会会議録

(第6日目)

令和4年3月25日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
新庁舎建設室長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健康推進課長 兼長寿支援課長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住民福祉課長	成 富 浩	樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダム対策室長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

第 1	議案第 19 号	第 6 次川棚町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定	
第 2	議案第 10 号	令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算 (第 2 回)	産業建設文教委員長
第 3	議案第 17 号	川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	総務厚生委員長
第 4	議案第 20 号	令和 4 年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員長
第 5	議案第 21 号	令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第 6	議案第 22 号	令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第 7	議案第 23 号	令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第 8	議案第 24 号	令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第 9	議案第 25 号	令和 4 年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第 10	議案第 26 号	令和 4 年度川棚町水道事業会計予算	〃
第 11	発議第 2 号	ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議	

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 議案第19号

議 長 日程第1、議案第19号「第6次川棚町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定」を議題といたします。

この議案第19号は、本定例会3日目の3月10日に議案説明を受けていたものであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 はい。第6次総合計画基本構想の提案を受けただけですけども、この中身からいけば、これはどうしても行政だけで実現できるものではないと。恐らく町民の協力、それから例えば総代会、老人会、婦人会等の各種団体の協力等がなければ、達成できるものではないだろうというふうに判断をしておるわけですが、そういったところで周知とお願いというんですか。これはどういう形でやっていくのか。この点をお尋ねしたいと。

議 長 どなたか答弁されますか。副町長。

副 町 長 議員おっしゃるとおり、職員だけで到底達成できるものではないので、各種団体等、いろんな会合とかそういう場面等捉えまして計画についてお話をし、協力についてのお願いをしていきたいというふうに考えます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。初手議員。

4 番 初 手 はい。総合計画のですね、今度小中学生向けのイラスト版を作成するという事で予算の計上も一般企画費の中にあっております。多分小学校の高学年と中学生が対象になるのかなというふうな説明もあったかと理解しておりますけども、これ配布をしてどのような形で学校の中で教育現場といいますか、活用されていくのか。配布物等いつ頃そういった配布があるのか。その辺についてお尋ねいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。小中学生版が作成ということで、出来たときには小中学校の授業、主に小学校は高学年になってくると思いますけど、道徳とか学活、将来の夢とかですね、まちづくりどうしていこうかと、そして総合的な学習で中学校あたりでは各役場職員からのレクチャーというか、仕事とかそういうことでも将来のまちづくりとか、過去に子どもの方から提案したような事例もありましたので、そういった総合的な学習、そういったことで活用して、自分の将来のキャリア教育とか、そういったことに役立てていけるんじゃないかなと期待しています。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。福田議員。

1 番 福 田 総合計画の8、9ページのあたりに、第5次の評価を行われた中で、計画を達成した評価がAという、100パーセントから90パーセント実行できたというふうなランクのものがなくてですね、じゃあ第5次でそういうふうなことができなかったことについての総括といたしますか、どのようにその評価といたしますか、思っておられるのか。また、その中にありますBの配点が80点として計算しているというふうに書いてありますが、Bは80から60パーセントの実施率のことであって、平均点は70点で評価していくべきじゃないかなと思うんですが、そこら辺の考えをお聞きしたい。

議 長 副町長。

副 町 長 全体評価、総括をとということなんですが、全体的には、評価平均が67.7ということで、A・B・C・D・Eの中で分類すれば、Bの中に平均的に入ってくるということで、おおむね達成しているということになるのではないかと考えております。その採点につきましては、具体的にどれを何点でやったかという、すみません、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、そこについては申し訳ございません、担当課長不在のため、そこはわかりかねるところでございます。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。117ページのスマート自治体の件についてちょっとお伺いをいたします。スマート自治体あたりはAIあたりを使って、要するに行政サービス等を行うと書いてありますが、他所の市町でも電気自動車

あたりを導入して、そういった環境に配慮した方法が考えておりますけど、本町としては電気自動車あたりの導入あたりは考えていないのかお尋ねをいたします。

議 **長** 総務課長。

総務課長 今のところ本町においては電気自動車の導入、そうした計画は特に今立てておりません。そのような状況です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 1 1 番炭谷です。基本計画の 5 8、5 9 ページなんですけども、環境保全の美しい景観づくり、公園緑地等の整備といったところの石木ダム関係に関わる項目であるわけですけども、ここに石木ダム建設に係る周辺地域の生活環境整備を行うとともに云々というふうにありますし、次項の方には、主な施策の中に、水に親しむことのできる親水空間の整備を進めますとしながら、県・佐世保市と連携を図り、石木ダムの建設に係る周辺地域整備を進めますとなっていますけども、これを見ますと石木ダムありきの対応でないかというふうに思うわけですけども、現時点でここをあえてここに掲載しなければならないのかという根拠について伺いをいたします。

議 **長** ダム対策室長。

ダム対策室長 はい。炭谷議員の質問でございますけども、この総合計画の第 1 章第 1 節におきまして、計画策定の趣旨が記載されておりますが、国や県の関連計画との整合を図りながら、計画期間が終了する第 5 次川棚町総合計画に引き続き、第 6 次川棚町総合計画を策定しますとあります。石木ダムにつきましては、第 5 次川棚町総合計画の期間内で完成できず、また、長崎県総合計画においても策定されていますので、第 6 次川棚町総合計画においても引き続き策定したところでございます。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 2 0 ページの発展と課題という中の「第 6 節 生き生きと暮らす」この第 1 項に、県内でも優れた教育環境を活かしてとあります。そのあとには、教育環境の充実が求められますと結んであります。それぞれどういう教育環境を指しているのか。また、どういう環境を目標といいますか、思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

議 **長** 教育長。

教 育 長 ただいまの議員のご質問にお答えいたします。川棚町は県内でも珍しくですね、町内に県立高校、そして県立の特別支援学校が2校あるという特殊な、極めていい環境にあります。そういった中で、今たくさん課題となっている、支援を要する子どもたちが増えておりますので、そういった環境を生かしながら、そういった支援を要する子どもたちに対しての手厚い支援というかですね、今後のそういった支援計画を立てながら、将来を見越した幼稚園から高校まで一貫した教育ができるんじゃないかなと、そういった充実を図っていかなくちゃいけないと考えております。そしてまた、各学校においてはトイレ改修、エアコン、そしてICT関係の環境整備ができました。それも今度は生かして学力の向上に、本当に子どもたちのために活用して、学力が、一人一人の子どもたちが夢を実現できるような教育を実現していかなくちゃいけないと考えているところです。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 1 1 番炭谷です。反対討論を行います。本案件19号「第6次川棚町総合計画基本構想及び前期本計画の策定」のところの項目4番目、環境保全と美しい景観づくり、この分野の現状と課題、主要な施策の中にある石木ダム建設に係る周辺地域の云々とあり、このことと、主要な施策、水に親しむ親水空間を進めますとありながら、県・佐世保市の連携を図り石木ダム建設に係る云々と各所にありますが、石木ダムは計画から50年間経過したものの影も形もなく、今や治水・利水は既に破綻している状況において、今月3日には石木ダム起業体である長崎県においては、大石賢吾新知事39歳が誕生したものの、具体的な新知事方針も具体的な行動もない中の状況にあり、また、近年SDGs、つまり持続可能な開発目標の環境重視を提唱して、その上、項目ごとに連携するSDGsを掲げて、行政は総合計画基

本構想を掲げていながら、石木ダム建設に係る云々の中の時代逆行であり、行政を司っていこうとする町長には全く思えません。言うことと行うことが全く逆であり、整合性がなく、納得することはできませんので反対といたします。以上です。

議 長 次に賛成者の発言を許します。田口議員。

8 番 田 口 ただいまの炭谷議員が反対で、周辺整備のこの計画に関して、周辺整備のことを取り上げられましたけれども、ダムそのものについてですが、私はこれは非常に町民の安全に関わる極めて重要なまちづくりの要素であると、このダムはですね。極めて重要なまちづくりの要素であるというふうに思っております。その割にこの計画では、非常に見えにくいくらいダムについての記述が少ないので、むしろ私はそういう意味では反対討論をしたいくらいの気持ちなんですけども、まあ読めないこともないなということで、それはよしとしたいと思います。で、そういう気持ちでこの計画を見ていきますと、これから10年間の川棚町の姿というものが、明確に、しかもまあまあ明るく示されていると思いますので、私はこの総合計画はよくできた計画だと思って賛成いたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 9番高以良です。議案第19号「第6次川棚町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定」に対する賛成討論を行います。

総合計画は、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画であり、本町における全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画であります。したがって、総合計画の策定にあたっては、町民の皆さんの意見や要望などを可能な限り反映させるとともに、実現可能な計画内容とすることが大事なことであります。

第6次総合計画の策定にあたっては、18歳以上を対象とした住民意識調査や、小学生・中学生・高校生をそれぞれ対象としたアンケート調査などにより町民の意見や要望の把握に努めるとともに、計画の内容については、学識経験者などで構成された総合計画審議会や、職員で構成された総合計画策定委員会などで検討が重ねられています。また議会においては、総合計画調査特別委員会を設置し、内容の把握に努めるとともに、61項目にわたって計画案に対する質疑や提案などを行いましたが、行政側の回答は十分とはい

えないまでも、おおむね納得できるような内容であったと思っています。

以上のようなことを考え合わせれば、町民の意見・要望などは一定程度計画に反映されていると理解してよいのではないかと判断します。

総合計画調査特別委員会の報告にもありますように、計画策定後の各種施策の実施にあたっては、町民や各種団体等の協力が必要不可欠でありますので、今後町民への周知と協力体制の確立に努めるとともに、計画の実現に向けて努力されることを期待して、賛成討論とします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「第6次川棚町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第19号「第6次川棚町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 22)

日程第2 議案第10号

議 _____ **長** 次に、日程第2、議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。本案について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 それでは、産業建設文教委員会の審査報告を行います。この審査報告につきましては、町会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告とい

たします。

令和4年3月24日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 堀池浩。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第10号、令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）、原案可決すべきものと決定。

議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和4年3月22日、24日。

(2) 審査場所 第1・第2委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局書記。

(4) 説明者 産業振興課長、商工観光係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

質疑、観光協会の令和3年度決算見込みで、3月の人件費と営業費その他が多い要因は。

答弁、人件費は、3月に賞与支給があるため。営業費その他は、エレベーター管理や客室清掃などの委託料、カラオケやマイクロバスのレンタル料などが3月末支払いとなるため。

質疑、3月にも賞与を支払っているのか。

答弁、規定では6月、12月、3月に支給となっているが、ここ2年間6月は出していない。支給額は昨年度、今年度とも減額していると聞いている。

質疑、1,750万円の休業等協力金は、国における各支援金の対象とならないのか。

答弁、国の支援金などの申請は1月末が締切りで、間に合わなかった。

質疑、3か月間休業した2月に比べて、休業は6日間と少ないのに3月の赤字予測が1,500万円と大きく増えている要因は。

答弁、補正予算の作成は2月7日で、その時点でコロナの推移を見通すことが難しく、最悪を想定しての見込みである。なお、3月中の宿泊予約は906人となっており赤字は縮小できるものと思われる。

質疑、本来協定納付金は3月末の観光協会の決算をもとに算定されるべきで、年度途中で補正をするのはおかしいのでは。

答弁、通常、観光協会の決算後に補正予算の専決処分を行っていたが、12月末の経常利益がそのまま協定納付金となることが見込まれたため、議会にも説明する必要があると判断して、今回補正することとした。

3. 討議の主な内容。

- ・年度途中で協定納付金額を計上するのはおかしいのではないか。
- ・12月までの経常利益があるので、その額を差引いた補正でよいのではないか。
- ・協定納付金の減額補正はしないで、国民宿舎管理費1,750万円増のみの補正でよいのではないか。
- ・コロナ禍の中で、原案可決せざるを得ないが、委員会の意見の中で指摘する方法も考えられる。

4. 討論。

反対討論。

なし。

賛成討論。

コロナ禍の中で1月から3月は大幅な赤字が見込まれる。営業を続けていくには休業等協力金が必要であり補正はやむを得ない。

5. 審査の結果。

議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」については、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

6. 委員会の意見。

今回の補正においては、年度途中で協定納付金を計上しているのは不適切であると思われる。

コロナ禍の中で休業等を行い、特別な事情があるにも関わらず、協定納付金を計上する必要があるのか疑問を感じる。

協定納付金については、年度途中で計上するのではなく、観光協会の決算が確定した後に計上されたい。

コロナ禍でくじやく荘の経営が厳しい状況にあることは理解できるが、指定管理者においてはなお一層の経営努力を続けられたい。以上です。

すみません、訂正します。1ページの質疑の4番目、私が読み間違えました。「1か月休業した2月に比べて」ということで訂正をお願いします。

議 長 これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい、13番波戸です。1ページ目の質疑・答弁の中の3問目のところでお尋ねします。答弁の中で、「国の支援金等の申請は1月末が締切りで、間に合わなかった。」とあるんですが、この間に合わなかったというのが、観光協会の不手際で申請が間に合わなかったのか、そこら辺のちょっと読み取り方を説明願います。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 その下の回答の方で、補正予算の作成が2月7日でしたと。だから2月7日時点ですから、1月末までの締切りには間に合わなかったという意味であります。だから、そのあとの支援とか、その点はまた手続きはされているものと思われま。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 ちょっと今のに関連してお聞きしますが、補正予算の作成は2月7日ということですが、もう一つ下の質疑の分で、12月末の時点で経常利益がということで、大体下方に修正されることは見込まれていたと思うんですけども、ここの時点で判断するものじゃなかったんですかね。

議 長 委員長。

産業建設文教委員長 申し訳ございません。もう一度質問をお願いします。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 国の支援金の申請が1月末ということで、それは間に合わなかったということですが、一番下の質疑の中では12月末の時点で、要は経営利益はもう下方に修正することになるということがある程度判断され

ていたということで、多分答弁があっていたかと思いますけども、12月末の時点でそういう判断がされたのであったら、もう1月末までに国の申請出せるんであったらそこで出すべきだったんじゃないかと思うんですが、そこら辺の判断はどうだったんでしょうか。

議 _____ 長 委員長。

産業建設文教委員長 この12月末までの経常利益はあくまで12月末までです。で、ここの末までの経常利益であって、1月からの利益っていうのはまだ予想しかありません。特にその1月から休業という、蔓延防止が入りましたので、特にその辺での変化が大きかったということでありませぬ。

議 _____ 長 小谷議員。

2 番 小 谷 1月の利益が下がっているのは休んでいるのでわかるんですけど、国の支援の1月末までっていうのは、多分その前の、要は経営状況がどうかっていうところでの支援金になっているかと思うんですが、どうなんでしょうか。

議 _____ 長 委員長。

産業建設文教委員長 申し訳ございません。もう少しわかりやすく。すみません。

議 _____ 長 小谷議員。

2 番 小 谷 私の考えでは、国の支援っていうのは、1月末までの締切りにしてあるのだったら、12月ぐらまでの要は経営状況がよくないところに対しての支援というので出されてるんじゃないかと思うんですよね。というところまではわかりますかね。ですので、一番下の質疑のところ、要は協定納付金の分とか経常利益とかっていうのの判断をある程度されてたのであったら、もしそれが下方になっていたら、もう12月の時点で国の申請というのは本来やったら出すべきじゃないかと思うので、そこら辺の判断をどうされていたのかというのを聞かれていないかという質問です。

議 _____ 長 委員長。

産業建設文教委員長 申し訳ございません。理解が進まなくて申し訳ないです。12月末までは経常利益は出ていたわけですね。で、1月のことを今

言われていると思うんですけど、ということでしょう。1月がマイナス180ぐらい出ています。でも12月末までには経常利益は出ているわけです。で、締切りが2月7日作るときにはもう1月末が締切りとなっていましたから、だから間に合わなかったという形ですね。よろしいでしょうか。

議 _____ **長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」に対し討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、委員長の報告のと

おり可決されました。

(1 0 : 3 6)

日程第 3 議案第 1 7 号

議 長 次に、日程第 3、議案第 1 7 号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和 4 年 3 月 2 4 日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第 1 7 号、川棚町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第 1 7 号「川棚町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和 4 年 3 月 1 8 日、2 2 日。

(2) 審査場所 第 1 委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 総務課長、防災交通係長。

2. 審査内容。

質疑、報酬の直接支給を 1 年間遅らせるなど猶予期間を持つことはできな

いのか。

答弁、本町としては国の通知に従い、令和4年度から移行できるように準備を進めてきており、消防団からの承諾も受けている。

質疑、団員に関してはどのような対応となるのか。

答弁、各団員の口座登録と報酬に係る税の関係でマイナンバーの提出が必要になってくると考えている。

質疑、整備委託料に関しては影響はないのか。

答弁、今後も従来と同じ算定基準をもとに計上するよう考えている。

質疑、消防団との協議の経過はどのように進めてきたのか。

答弁、基本報酬や出動報酬を国の基準に合わせることで、個人への直接支給に変更することなど分団長会議や3役会議で報告を行い、分団からの意見を聞くなどして協議を行ってきた。一部の分団からは直接支給になると分団運営が厳しくなるとの意見がっており、何らかの検討をしていく必要があると考えている。

3. 討議の主な意見。

- ・報酬の増額については、今後の団員確保や士気の向上に必要と思われる。

- ・事前に分団への説明が足りなかったのではないか。

- ・直接支給により、分団運営費が減少し分団の日常活動に支障をきたすのではないか。

- ・行政としても分団運営に支障がないような助成策を検討すべきである。

- ・他町の状況を参考にして、具体策を検討する必要がある。

- ・活動実績がない団員など課題が解消できていないようである。

- ・分団への一括支給に関する同意書の作成や、佐世保市のような運営費を別に補助するなどの例を分団長会議で出してほしい。

- ・各分団で、運営費や互助会費などの名目で団員から徴収するのも一つの方法と考える。

4. 審査の結果。

反対討論。

なし。

賛成討論。

この条例改正によって、消防団員の士気向上につながり、消防団活動に対する町民の理解を得られるものと判断し賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第17号「川棚町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

今回、消防庁からの通知により、本町では令和4年度から消防団員の処遇改善を目的とした報酬アップと個人への直接支給への変更が出された。

この変更には、分団運営費の不足や、団員間のコミュニケーションが不足になるなど、まだ解消されていない課題が残っていると思われる。

今後、団員の日常活動に支障をきたさないよう、4月に予定されている正副分団長会議の折には、近隣の状況や事例の提示を行い、各分団からの意見を集約するなどして意向を把握し、今後の施策を検討していくよう努められたい。以上です。

申し訳ありません。訂正をお願いいたします。条例名の「川棚町消防団員」の「員」が抜けておりました。鑑とですね、1ページ一番上と一番最後のページの討論のあとの分ですね、審査の結果の部分ですが、3か所訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 意見の中で、活動実績がない団員というのはどういう意味合いなのかということと、これが何名くらいいるのかですね。この点をちょっとお尋ねしたいんですが。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 何と云えばいいんですかね。活動実績がない団員といいますが、まあ俗に言われる幽霊団員といわれる方たちでして、報告書の中に幽霊団員と書くわけにはいかないの、活動実績にがない団員ということで表現しております。人数に関しましては、ちょっとそこまでは話をしておりませんので、把握をしておりません。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小田議員。

7 番 小 田 7番小田です。質疑の一番最後の答弁に分団の運営が厳しくなるとの意見があっており、それに対して何らかの検討をしていく必要があると考えているというふうな、この何らかの検討というふうなことを聞いておられればよろしくお願ひします。

議 _____ **長** 委員長。

総務厚生委員長 この点、分団の運営費に関しましては、本町だけではなく、全国的に今後こういう問題が出てくるんじゃないかということで話は聞いております。その中で、県内であったり近隣であったりの状況などもお聞きはしてたんですけども、まだ4年度からの施行ということで、どこもどうしていいかわからない状態にいるというのが現状ということで聞いています。そういうことで、何らかの検討というその具体的な策まではまだ見いだせていないというのが現状ということです。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第17号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」に対し討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 47)

日程第4～10 議案第20号～議案第26号

議 長 次に、日程第4、議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」から日程第10、議案第26号「令和4年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員長 予算審査特別委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、町会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和4年3月24日、川棚町議会議長 村井達己 様、予算審査特別委員会委員長 炭谷猛。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第77条の規定により報告いたします。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第20号、令和4年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第21号、令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可

決すべきものと決定。

議案第 22 号、令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 23 号、令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 24 号、令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 25 号、令和 4 年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 26 号、令和 4 年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会審査報告。

議案第 20 号「令和 4 年度川棚町一般会計予算」、議案第 21 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 22 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 23 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第 24 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第 25 号「令和 4 年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第 26 号「令和 4 年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2 分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。なお、議案第 20 号「令和 4 年度川棚町一般会計予算」のうち現新庁舎建設室の所管に係る庁舎管理費については、予算審査特別委員会で審査した。

(2) 審査期日

(分科会) 令和 4 年 3 月 14 日、15 日、16 日、17 日、18 日。

(特別委員会) 令和 4 年 3 月 15 日、22 日、24 日。

(3) 審査場所 議場、第 1・2 委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、次長、各担当課長、室長、課長補佐、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

（1）各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略する。

（2）予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、川棚高校への支援は。

答弁、入学支援は川棚中出身者のみだが、学力・進学率向上のための支援は川棚高校の生徒全体である。

質疑、マイナンバーカードは、作っても使う場がないが、どうなっているのか。

答弁、国が進めている事業であり、健康保険証等との統合などがなされているが、制度構築が遅れているので、利用しづらい状況になっている。

質疑、産後ケア事業は、利用者の個人負担はあるのか。

答弁、現在の想定では個人負担は1割程度で、入所型は1日約2,000円、通所型は1日約600円と予定されている。

（以上質疑は第2分科会委員 答弁は第1分科会主査）

質疑、鳥獣被害防止対策の端末機器10台とは、スマホのことか。猟友会に貸し出すにすれば、数が足りないが。

答弁、スマホ10台を希望者に貸し出す。

質疑、しおさいの湯利用カードの発行時の確認はどうするのか。また、利用回数に制限があるのか。

答弁、初回利用時に免許証等で住所を確認してカードを発行する。利用回数に制限はないが、予算がなくなったら打切りとなる。

質疑、観光施設運営あり方検討委員会の審議状況は。また令和4年度中に報告が出るのか。

答弁、これまで2回開かれた。報告の予定は聞いていない。

質疑、中央公園の人工芝生化の調査設計の場所と面積は。

答弁、グラウンドを人工芝生化するための調査設計のみで、面積はまだわからない。

（以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査）

（3）議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」のうち現新庁舎建設室の所管に係る庁舎管理費に関する審査。

質疑、旧別館1階にある書庫及び倉庫はどうするのか。

答弁、現在の書庫内の書類を令和4年度中に新庁舎の書庫に移す。令和5年度に書架を撤去し、2階のトイレを改修するときに倉庫内の物品を取り除き、水道課の書庫とする。

質疑、第2別館の耐震補強は。

答弁、耐震診断の結果補強が必要であるが、現状で資料館として利用する。

質疑、新たな駐車場の一角に喫煙ブースを設けられないか。

答弁、喫煙所を設ける計画はないが、どうしても必要であるなら、受動喫煙防止対策も含めつつ、新たな視点で考える必要がある。

質疑、第2別館1階に移る郷土資料館の展示は、専門の業者に委託すべきではないか。そのためには予算640万円では足りないのではないか。

答弁、予算640万円は内装改修の工事費である。どのように展示するか、教育委員会と協議して進めるが、資料館らしいものにしたいと思っている。

(以上質疑は予算審査特別委員会委員 答弁は町長、総務課長、新庁舎建設室長及び同係長)

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

町長の石木ダムについての事実認識に疑問がある。ダム建設は時代錯誤的なものであり、町長の自主性に基づくものとは思われないので、その関連の費用を計上している予算には反対する。

賛成討論(要旨)。

予算は町民生活との関係を大局的に判断すべきであり、子どもの医療費支援、高齢者対策、農林水産業対策、町道・通学路の改善、デジタル化、防災安全対策など、手厚くバランスの取れた予算編成となっているので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第21号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第22号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(4) 議案第23号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

社会の高齢化が進んでいる。新規事業・施設設置などに積極的に取り組まれるので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第24号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第25号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第26号「令和4年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4. 委員会としての意見。

①新庁舎完成に伴い、防災拠点としての活用並びに町民へのサービス向上に努め、町のシンボルとなることを期待する。

②新たに駐車場整備等を行うにあたっては、来庁者が利用できる喫煙ブースをどこかに設置するよう、検討されたい。

③第6次川棚町総合計画に基づく実施計画が策定される。住民の意見を参考にしながら進め、これからのまちづくりに取り組まれたい。

④ふるさと納税に関しては、令和4年度から新しい部署ができ、また新規で地域おこし協力隊が採用される。今後の成果に期待する。

⑤健康推進課においては、各種新規事業に取り組まれるが、住民への周知を図り目的が達成されるよう努められたい。

⑥新型コロナウイルス感染症対策については、今後も職員一丸となって対

応されたい。

⑦農業については、耕作放棄地の解消及び新規就農者の確保・支援に努められたい。

⑧地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

⑨防災計画が策定されるが、住民や地域と連携を図り、防災力の強化に努められたい。

⑩指定避難所となった公立学校での児童・生徒の個人情報保護を含む「避難所マニュアル」を早期に作成されたい。

⑪教育キャンプ場のトイレについては、利用しづらい状況になっている。利用者が快適に利用できるよう早急に改修を図られたい。

⑫下水道事業の工事が進んでいるが、接続率の向上につなげるためにも、事前の丁寧な説明に努められたい。以上です。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 0 5)

(…休 憩…)

(1 1 : 2 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** これから、各新年度予算に対し、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

6 番 山 口 議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」に対する賛成討論を行います。

一般会計予算というのは、町民生活に直接関係する予算が編成されております。ある一定部分だけで論じるのではなくてですね、大局的な観点から判断するものが妥当と思われまます。

令和4年度一般会計は、高校生までの医療費支給の拡大など子育て支援、定員割れが続く地元高校への支援、農林水産業の振興策、町道の整備、通学路の安全対策等社会インフラの整備、デジタル化時代に対応したGIGAスクールの推進、防災に強いまちづくりの一環としての消防団員の処遇改善等、町民の生活に直接関連する幅広い分野に、手厚く、またバランスの取れた予算編成であると判断し、令和4年度一般会計予算に賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。起立多数です。したがって、議案第20号「令和4年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11:22)

議 長 次に、議案第21号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特

別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 議案第 21 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

本事業は、国保加入者が安心して医療を受けることができる制度であり、疾病の発生後の医療対応、あるいは早期発見により重症化・長期化を防ぐための方策と、健康保持、そして増進のための各種事業が計画をされているところであります。

運営面においては、県、市町が一体で運営する広域化により、安定的な国保財源の運営が行われております。

令和 4 年度の予算は、各種事業を取り組むために計上され、健やかで安心して暮らせるまちづくりにつながる予算であるので、賛成をするものであります。以上、賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号「令和 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第 21 号「令和 4 年

度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 1 : 2 4)

議 長 次に、議案第 2 2 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 議案第 2 2 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

少子高齢化が進む中、75 歳以上の方が安心して医療が受けられるように国民全体で支え合う医療制度で、本町もこの方針に基づいて適切に予算化がされております。対象となる町民が安心して暮らせるための予算の計上であるので、賛成するものであります。以上、賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第 2 2 号「令和 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

(1 1 : 2 6)

議 長 次に、議案第 2 3 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 議案第 2 3 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

この事業は、介護が必要となった方を社会全体で支えるもので、高齢者保健福祉計画など、関係する計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、地域支援事業、包括支援事業、保健福祉事業など、対象者のニーズに対応した事業や新規の事業も含めて、積極的に取り組む予算と判断するので、賛成をするものであります。以上、賛成討論といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 3 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第 2 3 号「令和 4 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決され

ました。

(1 1 : 2 8)

議 長 次に、議案第 2 4 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

1 0 番 堀 田 1 0 番堀田です。議案第 2 4 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の賛成討論を行います。

コロナ禍で収束が見えない中、お客様へ満足に過ごしてもらえよう、施設改良費などに予算を計上しており、賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 4 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第 2 4 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 1 : 3 0)

議 長 次に、議案第25号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番小田です。議案第25号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算」について賛成討論を行います。

町内の住環境向上の一環として、老朽化している施設を予算の範囲内で安定して稼働するよう、設備の調子を見ながら運営されるとともに、大雨時には、自らの危険も顧みず浸水被害防止のために排水ポンプの稼働などに尽力されております。予算の状況も適正であると判断し、下水道事業会計予算に賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第25号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11 : 32)

議 **長** 次に、議案第26号「令和4年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「令和4年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、議案第26号「令和4年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11:33)

日程第11 発議第2号

議 **長** 次に、日程第11、発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山口議員。

6 番 山 口 ロシアによるウクライナ侵攻が始まって1か月が経過しますが、状況は悪化するばかりで、停戦・撤退の様相は見ておりません。その間、子どもを含め多くの民間人の犠牲が増え続けているのが現状でございます。

す。ロシアの侵攻により犠牲になられた方々へ衷心からお見舞いと哀悼の意を表し、一日も早い停戦とウクライナの平和を願うものです。

町議会として、ロシアのウクライナ侵攻に対し、小さな取組でございますが、抗議の声を上げ、ウクライナの平和につながればという思いで、ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議を提案するものでございます。

なお、決議文については、町議会規則第14条第1項及び第2項の規定により前もって議長宛て、提出いたしております。読み上げて提案とさせていただきます。

発議第2号、令和4年3月25日、川棚町議会議員 村井達己 様。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議。

上記の議案を別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者 川棚町議会議員 山口隆。

賛成者 川棚町議会議員 福田徹、同じく小谷龍一郎、同じく毛利喜信、同じく初手安幸、同じく堀池浩、同じく小田成実、同じく田口一信、同じく高以良壽人、同じく堀田一徳、同じく炭谷猛、同じく水谷末義、同じく波戸勇則。

提案理由。

ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表明し、理不尽な侵略行為を直ちに中止し、撤退するよう強く求めるものである。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権を侵害するとともに武力による一方的な現状変更は明らかに国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく脅かす暴挙であり断じて許すことができない。

このウクライナ侵攻に際し、プーチン大統領は核兵器の使用を示唆する発言をしているが、これは核兵器のない世界平和の実現に取り組む国際社会への冒瀆である。

本県では先の大戦で核兵器により甚大な被害を受け、核のない平和な社会

の実現を願っており断じて容認できるものではない。

今回のウクライナ侵攻により、多くのウクライナ国民が戦禍を逃れ、近隣諸国へ避難し、また、国内では社会インフラの破壊、民間人への無差別攻撃による犠牲者の増大など人道に決して看過できるものではない。

よって、川棚町議会は、核兵器による威嚇、核施設を狙った攻撃、民間施設、民間人への無差別攻撃に厳重に抗議するとともに、平和を願う人々の気持ちを蹂躪し尊い命を脅かす理不尽な侵略行為を直ちに中止、撤退し、平和的解決への道を探ることを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月25日、川棚町議会。以上でございます。

議 _____ **長** 　　ここでお諮りをいたします。

本案については、全議員の連名による提出議案でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 　　異議なしと認めます。したがって、発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議」は、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

議 _____ **長** 　　これから、発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 　　はい。全員起立です。したがって、発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に対し厳重に抗議する決議」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 9)

議 _____ **長** 　　ここで、お諮りをいたします。

